

所沢市元町地下駐車場条例

平成 21 年 12 月 25 日
条例第 26 号

(設置)

第 1 条 自動車を利用する市民の利便を図ることにより、快適で魅力ある商業環境づくりを促進し、もって中心市街地における商工業の振興に資するため、所沢市元町地下駐車場(以下「駐車場」という。)を所沢市元町 27 番 1 号に設置する。

(指定管理者による管理)

第 2 条 駐車場の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の利用の許可に関する業務

(2) 駐車場の利用に係る料金(以下「駐車料金」という。)の徴収に関する業務

(3) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関して市長が必要と認める業務

(供用時間)

第 4 条 駐車場の供用時間は、午前 0 時から午後 12 時までとし、自動車を入場又は出場させることができる時間(以下この項において「入出場時間」という。)は、午前 7 時から午後 11 時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て入出場時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(利用できる自動車)

第 5 条 駐車場を利用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。

(駐車場の許可)

第 6 条 駐車場を利用しようとする者は、自動車を入場させる際に駐車券の交付を受けなければならない。

(駐車場の拒否)

第 7 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車車を拒否することができる。

(1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。

(2) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(3) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があるとき。

(駐車料金等)

第 8 条 駐車場を利用する者は、自動車を出場させる際に指定管理者に駐車料金を納入しなければならない。

2 駐車料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

第 9 条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、回数券又はこれに類するもの(以下「回数券等」という。)を発行することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、定期駐車券を発行することができる。この場合において、駐車場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨の特約をすることができない。

3 前条第 1 項の規定にかかわらず、回数券等及び前項の定期駐車券に係る駐車料金は、これらが発行するときに徴収することができる。

(駐車料金の免除)

第 10 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、その駐車料金を免除することができる。

(1) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車

(2) 国又は地方公共団体の職員が公務のために使用する自動車

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、指定管理者が特に認めた自動車であらかじめ市長の承認を得たもの

(駐車料金の不還付)

第 11 条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てその一部又は全部を還付することができる。

(駐車料金の収入)

第 12 条 市長は、指定管理者に駐車料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(禁止行為)

第 13 条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 指定管理者の指示に従わないで自動車の駐車をする事。

(2) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷すること。

(3) ごみを捨て、みだりに騒音を発し、又は火気を使用すること。

(4) 入場した日から起算して 7 日を超えて連続して駐車すること。ただし、定期駐車券の利用による場合を除く。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(撤去等)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場からの自動車の撤去、行為の中止又は人の退場を命ずることができる。

(1) 前条の規定に違反した行為をしたとき。

(2) 駐車場の保全又は駐車場の利用に著しい支障が生ずるおそれがあるときその他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償)

第 15 条 駐車場の施設又は設備を損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

(市長による管理)

第 16 条 市長は、駐車場の指定管理者の指定の手続等に関し、所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 15 年条例第 38 号。以下「手続条例」という。)第 2 条の規定による申請がなかったとき、手続条例第 3 条の規定による指定ができなかったとき、又は手続条例第 6 条第 1 項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第 2 条の規定にかかわらず、駐車場の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の規定により市長が駐車場の管理を行う場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な読替えは、別に定める。

(その他)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第 8 条関係)

駐車料金

基本料金	午前 7 時から午後 11 時まで	30 分までごとに 60 円(ただし、最初の 30 分は無料)
夜間料金	午後 11 時から翌日午前 7 時まで	1 回 420 円

備考 駐車券を紛失した場合において自動車を入場させた時刻が確認できないときは、当該自動車を入場させたものと認められる日の午前 7 時に入場させたものとみなし、駐車料金を算定する。